

経済産業大臣意見照会不実施通知書
(保護対象営業秘密関係)

令和 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)にかかる貨物について、令和 年 月 日付で請求のあった経済産業大臣への意見照会については、下記の理由により、これを行わないこととしましたので、関税法第69条の7第3項(同法第75条において準用する場合を含む。)の規定に基づき通知します。

記

理由: